



# 令和7年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

## 資料2

# 監査および行政処分について



## ☆ 監査の流れについて

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 運営指導において確認した情報
- (5) その他必要があると認められる場合

- 確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、
- ・ 報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じる。
  - ・ 出頭を求め、または事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。
  - ・ 当該職員に関係者に対して質問、必要に応じ、当該事業所利用者からの聴取を行う。

## ☆ 監査後の措置

### (1) 監査結果の通知等

「改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められる事項」

→後日文書により通知。原則として、監査結果通知日から30日以内に、改善状況報告書を提出。

### (2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合

→「勧告，命令」，「指定の一部効力停止」 「指定の全部効力停止」  
「指定の取り消し」の行政上の措置



## ☆ 虐待等による行政処分事例

### ・ 福島県の事例

サービス種別	障害者支援施設（施設入所支援，生活介護，短期入所）
処分内容	指定の一部効力停止（新規利用者受入停止6ヶ月）
処分理由	障害者総合支援法第50条第1項第3号違反（人格尊重義務違反） および同条第1項第10号違反（関係法令違反）
処分理由の詳細	施設の従業員1名が入所者1名にスプーンをガスコンロで炙り，複数回身体に押し当て，やけどを負わせた。また，当該施設の他の多くの従業員がやけどを認識しながら，やけどを負った入所者に対して適切な医療に繋がらなかったことによる放棄・放置があった。施設は従業員による虐待を認識しながらも、「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第16条第1項の規定により義務付けられている市町村への通報を行わなかった

## ☆ 虐待等による行政処分事例

### ・ 札幌市の事例

サービス種別 就労継続支援B型

処分内容 指定の取消し

処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第3号違反（人格尊重義務違反）、第6号（不正請求）及び第8号違反（虚偽の答弁等）

処分理由の詳細 代表社員兼当該事業所管理者兼サビ管が利用者1名に対し、殴る蹴る等の身体的虐待を行った。また、当該者は別利用者にも身体的虐待を行い、このことに対する改善報告書を提出していたにもかかわらず、その取組を行っていなかった。虐待防止に関する研修を行ったかを聞き取った際、実施している旨虚偽の報告をしていた。ほか、不正請求。

## ☆ 不正請求等による行政処分事例

### ・ 福山市の事例

サービス種別 居宅介護

処分内容 指定の取り消し

処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第6号（不正請求）

処分理由の詳細 令和4年3月から令和6年12月までの複数の入院期間において、利用者の入院中にもかかわらず居宅介護サービスを提供したものとして事実と異なるサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

不正請求額 887,852円（不正請求額634,180円 加算額253,672円）

## ☆ 運営基準違反による行政処分事例

### ・ 札幌市の事例

サービス種別	共同生活援助
処分内容	指定の一部の効力の停止（報酬支払額の7割への制限6ヶ月）
処分理由	障害者総合支援法第50条第1項第6号違反（不正請求）， および同条第1項第11号違反（不正又は著しく不当な行為）
処分理由の詳細	個別支援計画を適正に作成，見直しを行わないまま サービス提供をしていたにもかかわらず， 個別支援計画未作成減算を算定しないで訓練等給付費を不正に請求。 また，実地指導が実施されることを知り，個別支援計画を 未作成だったものについて日付を遡って作成し，あたかも適正に 作成していたかのように装い，かつ，実地指導中2度にわたり 個別支援計画を適正に作成していたと虚偽の報告を行った。
返還額	29,319,817円（不正請求額20,942,878円 加算額8,376,939円）

## ☆ 運営基準違反による行政処分事例

### ・旭川市の事例

サービス種別 児童発達支援，放課後等デイサービス

処分内容 指定の取り消し

処分理由 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号違反（運営基準違反），  
第6号違反（不正請求）および第11号違反（不正な行為）

処分理由の詳細 通所支援計画等の作成に係る一連の業務を適切に行わなければならないと認識していたにもかかわらず，一部の児童を除き当該計画等を作成していなかった。不正な行為との認識があった上で，定員超過利用減算の適用を免れるために，児童の通所支援の利用日を利用していない日に付け替える等各種記録を改ざんし障害児通所給付費を不正に請求。また，個別支援計画未作成減算を未適用のまま報酬請求していた。

返還額 14,029,512円（不正請求額10,021,080円 加算額4,008,432円）

# まとめ

- 運営指導の際にもお話ししておりますが、自ら提供するサービスの質の評価を行うことで、基準に適さない事項がないか、確認を行うことができます。
- 上司や同僚に気軽に相談のできる、風通しのよい職場は相互チェックやサービスの内容確認に適した環境になります。

